

不祥事根絶のための校内ルールの確認

「地域とともにある学校」を掲げている本校において、保護者や地域社会からの期待や信頼に応えることは大切な使命です。学校におけるコンプライアンスとは、学校と教職員一人一人の社会的責任であり、教職員が、保護者や地域社会からの期待や信頼に応えることであると考え、本校職員は日頃からコンプライアンスを意識し、行動に責任を持ち、教育活動に従事しています。そこで、信頼される職員として遵守すべき事項を、下記のとおり明記いたします。

1 教育公務員に関すること

- ・職務に誠実であり、職を傷つけ、職員全体の不名誉となることはしない。
- ・勤務時間外（休日を含）も教育公務員の意識をもって、誤解や批判を受けない行動をする。

2 人権の尊重・盗撮・わいせつ等

- ・子どもの人権支援会議、人権教育委員会、生徒指導部による児童生徒対象いじめアンケートの実施と結果に基づく個別指導を行う。
- ・個別面談、個別指導を行う際、場所を管理職、学部主事、学年の教員に事前に連絡をする。その際、複数で対応し、いわゆる「密室」はつくらない。
- ・児童生徒に対して励ましや労いのためとしても身体には触らない。
- ・児童生徒や保護者と原則として個人的な連絡（電話・メール）は行わない。
- ・電車内や階段、エスカレーター等では、不必要なスマホの使用や不可解な行動など誤解されるような行動はとらない。

3 体罰の禁止

- ・いかなる場合においても体罰等の不適切な指導は行わない。

4 個人情報の保護

- ・校内の個人情報は、本校の「情報セキュリティポリシー」に基づき、タブレットは外部に持ち出さない。外部に持ち出す場合は、持出記録台帳に必要事項を記入し、管理職の許可を得る。
- ・メール・FAXの送信時は、誤送信防止のためアドレス等を複数の目で確認して送信する。

5 交通法規の遵守

- ・運転の際は、交通法規を遵守する。
- ・緊急の救急業務以外は、児童生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒運転は絶対に行わない。また、車を使用している人に飲酒を勧めない。

6 不祥事根絶のための意識向上

- ・職員会議等における全職員への注意喚起
- ・適時、不祥事防止研修、アンケート、チェックリストを実施
- ・県教育委員会から配付されている「One IBARAKI」を活用した研修を実施

令和6年8月19日

茨城県立友部東特別支援学校長 大槻 晋吾